

国富町告示第56号

平成30年国富町議会第2回臨時会を次のとおり招集する

平成30年10月24日

国富町長 中別府尚文

- 1 期 日 平成30年10月30日
  - 2 場 所 国富町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

橋詰賀代子君	山内 千秋君
武田 幹夫君	緒方 良美君
近藤 智子君	宮田 孝夫君
飯干 富生君	津江 一秀君
河野 憲次君	福元 義輝君
横山 逸男君	渡辺 静男君
水元 正満君	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成30年 第2回(臨時)国富町議会会議録(第1日)

平成30年10月30日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年10月30日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第3号 専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算(第4号)〕について
- 日程第4 承認第4号 専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)〕について
- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第3号 専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算(第4号)〕について
- 日程第4 承認第4号 専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)〕について
- 日程第5 選挙第1号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について
- 

出席議員(13名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 橋詰賀代子君  | 2番 山内 千秋君  |
| 3番 武田 幹夫君  | 4番 緒方 良美君  |
| 5番 近藤 智子君  | 6番 宮田 孝夫君  |
| 7番 飯干 富生君  | 8番 津江 一秀君  |
| 9番 河野 憲次君  | 10番 福元 義輝君 |
| 11番 横山 逸男君 | 12番 渡辺 静男君 |
| 13番 水元 正満君 |            |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 児玉 和弘君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中別府尚文君	副町長	……………	中山 隆君
教育長	……………	豊田 暎光君	総務課長	……………	横山 秀樹君
企画政策課長	……………	瀬尾 孝徳君	財政課長	……………	横山 幸寿君
税務課長	……………	斉藤 義見君	町民生活課長	……………	渡辺 勝広君
福祉課長	……………	重山 康浩君	保健介護課長	……………	坂本 浩二君
農林振興課長	……………	中山 秀雄君	農地整備課長	……………	長嶺 善行君
都市建設課長	……………	武田 孝章君	上下水道課長	……………	大南 一男君
会計管理者兼会計課長	……………				細田 光広君
教育総務課長	……………	大矢 雄二君	社会教育課長	……………	松岡 徳君
学校給食共同調理場所長	……………				中島 達晃君
監査委員	……………	山口 孝君			

午前9時28分開会

○議長（水元 正満君） おはようございます。第2回臨時会の開会に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

台風24号では、被害に遭われました町の皆様方、そして皆様方に一日も早い復旧を、切に願うものであります。

また、きょうのこの臨時会ではそのことが提案されておりますけども、どこよりも復旧が国富町は早かったと言われるように、そういう対応をお願いしたいものだと思っております。

また、町民祭におきましても、皆様方の御協力を得まして、心配してございましたけども非常に人出も多く、町外からも多くの賛同を得たところであります。本当に関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

それでは、第2回臨時会の議事進行に当たりましては、効率的な運営ができますように、御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、平成30年国富町議会第2回臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（水元 正満君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期臨時会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定により、山内千秋君、河野憲次君を指名をいたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（水元 正満君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日1日間にしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

---

### 日程第3. 承認第3号

### 日程第4. 承認第4号

○議長（水元 正満君） 日程第3、承認第3号「専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について」、日程第4、承認第4号「専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）〕について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） それでは、承認第3号「専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について」及び承認第4号「専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）〕について」を一括して御説明いたします。

9月30日に襲来した台風24号は、町内の施設や農作物等に甚大な被害をもたらしました。被災された皆様は、現在もなお懸命に復旧への努力を続けておられます。心よりお見舞いを申し上げます。

町としましても、応急措置や災害復旧に向けまして可能な限り迅速に対応に当たってきたところであります。

今回の補正は、台風24号災害の関連経費を追加する必要が生じましたが、議会を招集する時

間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、議会の承認を求めるものであります。

まず、「平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）」については、被災した公共施設の修繕費や倒木撤去費用、災害ごみ対策費用、土地改良施設や道路等の緊急維持補修費、公共土木施設、農業用施設災害復旧費等を計上しております。補正額は2億7,313万1,000円で、補正後の予算規模は85億9,419万8,000円、これに充てる財源は国県支出金1億2,604万8,000円、町債5,340万円、繰入金5,105万8,000円、地方交付税4,130万8,000円を見込んでおります。

次に、「平成30年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）」については、被災した水道施設の修繕費並びに給水活動に係る作業員賃金及び機械借り上げ料を追加するものであります。補正額は収益的支出464万円で、補正後の予算規模は7億7,804万円となります。

なお、補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（水元 正満君） それでは、補足説明を求めます。横山財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） それでは、専決第3号「平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）」につきまして、補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

1ページの第1条におきまして、今回の補正額は2億7,313万1,000円を追加するものです。

第2条の地方債の補正については、5ページに掲載しております。それでは5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正については、台風24号により被災した農業用施設、公共土木施設について現年発生補助災害復旧事業の財源として町債を追加するものです。

それでは、事項別明細書の歳入15ページをお願いいたします。

まず、10款地方交付税の特別交付税については、今回の補正に要します一般財源の必要額を計上しています。

14款国庫支出金、1項国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金については、被災した公共土木施設災害復旧費に係る国の負担金です。

次の、2項国庫補助金の2節塵芥処理費補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業補助金については、災害ごみの処理に要した経費及び被災した埋め立て処分場の修繕に要する経費のうち、補助対象経費の2分の1を国が補助するものです。

16ページをお願いします。

15 款県支出金、1 項県負担金の農業用施設災害復旧費負担金については、被災した農業用施設災害復旧費に係る県の負担金です。

18 款繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正に要します一般財源のうち特別交付税を差し引いた必要額を計上しています。

20 款諸収入の雑入、宮崎縣市町村災害時安心基金支援金交付金は、床上浸水被害がありました5 戸の世帯に対して、同基金から1 世帯当たり10 万円の支援金が交付されるもので、歳出でも同額の支援金を計上しております。なお、この支援金とは別に町からは1 世帯5 万円の見舞金を、被災後すぐに交付いたしております。

21 款町債については、地方債補正で説明したとおりですが、公共土木施設災害復旧事業に3,950 万円、農業用施設災害復旧事業に1,390 万円を追加するものです。

次に、歳出であります。19 ページをお願いいたします。

歳出では随所に11 節需用費の修繕料と、13 節委託料の倒木撤去委託料を計上しておりますが、各予算費目で所管する施設の災害修繕費及び倒木撤去委託料を計上しております。詳細については、説明を省略させていただきます。

20 ページをお願いいたします。

4 款衛生費の1 目塵芥処理費の13 節委託料の災害ごみ運搬委託料は、埋め立て処分場に仮置きした災害ごみのエコクリープラザへの運搬に係る委託料で、次の災害ごみ処分委託料はエコクリープラザに持ち込んだ災害ごみの処分委託料をそれぞれ計上しております。

5 款農林水産業費の3 目農業振興費の農業用災害廃プラスチック処理手数料は、今回の災害で発生した廃プラスチックを適正に処理するため、農家負担を無料にして臨時的に受け入れる費用を計上しております。

7 目農地費の需用費では、緊急土地改良施設維持補修費1,140 万円を台風被害の補修費として追加計上しております。

21 ページの、7 款土木費、2 目道路維持費では、緊急道路等維持補修費2,390 万円を追加計上しております。

23 ページをお願いいたします。

10 款の災害復旧費、1 目農業用施設災害復旧費については、15 か所の復旧工事費及び測量設計委託料を計上しております。

23 ページの1 目公共土木施設災害復旧費では、道路・河川合わせて26 か所の復旧工事と、運動公園フェンス復旧工事及び測量設計委託料を計上しております。対象箇所については、議会資料に掲載していきますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（水元 正満君） これから質疑を許します。福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 今回の災害については、職員の皆さん方も総員でいろいろ対応していただいて本当に感謝をいたしております。

災害の状況が、国からの支援というか、財政的な支援ができない部分があるんじゃないかと、もらえない部分があるんじゃないかという気がするわけですけど、今回、財調基金繰入金というのは、いわゆる特別交付税で対応できない部分を繰り入れするということですね。

今の時点では繰り入れしておいて、例えば今、国で臨時議会があつて、いろいろ対応できる部分があるんじゃないかと思うんですが、普通、我々が特交を歳入として受ける以外に、災害特別交付金とかそういうものが見込まれるのはないのかどうかですね、そこ辺の考え方を伺いたいと思っております。

それから、町道に倒木があつて、通常通れるような状況にするには相当な経費の代償があるんですね。その負担については、どのような見解で予算を組まれたのか、その点についてお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（横山 幸寿君） 今回の災害につきまして、国からの支援、この特別交付税以外にどういったものが考えられるのかということであります。

今回補正の中では、災害ごみ関係ですね、これについては国の補助金を計上いたしております。補助が見込めるということですね。それ以外については、一般財源として特別交付税、それと基金からの繰り入れを計上しているわけですが、これ以外の支援について今のところはそういう見通しが見込めないわけですが、国の補正予算に期待をするということではあります。

今の段階では、この特別交付税についてもどれだけ交付されるのか、見通しはちょっと立たないわけですが、希望的な観測も含めて、今回4,000万円ほど計上いたしております。ですから、少しでも国からの支援があつて基金を使わずに済むようなことを期待しているということでもあります。

なお、今回の建物、施設の災害等については、保険もかけておりますので、そういう保険も今後申請をして、幾分かは保険金として受けることができると思っておりますので、それについても期待をしているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） ほかに。武田都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） 町道に倒れてきている倒木の処理費用についてお答えします。民地からの倒木につきましては、所有者を確認しまして、所有者が自分で切られると言われるときは、その人にお任せをしておりますし、自分ではできないという場合、道路の範囲内において

町のほうで処理を行っております。これについての負担は、町の負担ということで、予算書の21ページにあります「緊急道路等維持補修費」を充てております。

以上です。

○議長（水元 正満君） 町長。

○町長（中別府尚文君） もう御存知かもしれませんが、宮崎県の市長会、それから町村会、それに県も一緒になって、国のほうに今回の災害に対する国からの支援について、先日、要望を行ったところであります。それは今、財政課長が答えたとおりでありますけれども、そういった全体的な国の支援、こういったものについては要望しておりますけれども、それに加えて、それぞれの関係する部署、県が中心になってということでもあります。

農林水産関係の被害については、また、それぞれにおいて国への支援を今要望しているところであります。そういったものが、まだ国がどうするという結論を出しておりませんので、それを見た上で、またいろいろ対策を講じなければならない部分も出てくるかもしれないということでもあります。一応、補足しておきます。

○議長（水元 正満君） 福元議員。

○議員（10番 福元 義輝君） 今回の特別交付税というのは、そういうものを国からもらえるだろうということも含めた金額、予測というか幾らかその部分もあるということですね。

倒木について、例えば切ってもらおうと思っても地主がわからんとか、そういうところはなかったですか。例えば、本人が切ったとき、切れないと思う、年寄りで。無理だというようなところは町の負担で処理して通れるようにするんですか。自分で切ったところはもう自分の負担でやるのか。そこ辺の見極めをちょっと聞かせてみてください。

○議長（水元 正満君） 都市建設課長。

○都市建設課長（武田 孝章君） 基本的には、民地からの倒木については所有権がその土地の所有者にありますので、基本的には所有者が切って処理するのが通常だと考えておりますが、どうしてもその所有者がわからないときとか、わかっても自分で切れないという場合については、道路管理者としては通行の確保を優先しますので、道路の範囲内において町のほうで処理することにしております。

切った木については、その倒れてきている土地に置いたままとなります。切り方についても、適当に、サイズもバラバラに切って、それを道路の中から取り出すというか、支障になっているものをどけるだけの処理しかしておりません。

その倒木も、用材であったり雑木であったりします。また、倒れても価値があるというものもありますので、本人の判断にお任せして、自分で切ると言われたものは、その人の負担で、また切られた木もその人が処理をしていただくということで考えております。



どうしても所有者がわからなくて通行に支障のある分については、通行の確保のため町のほうで、町費を使って処理している状況でございます。

以上です。

○議員（10番 福元 義輝君） 了解。

○議長（水元 正満君） ほかに質疑はございませんか。宮田議員。

○議員（6番 宮田 孝夫君） お伺いします。今度の災害では本当に大変な被害を受けております。私たち木脇地区のほうで、今現在、森林伐採が行われておりまして、これによる災害が関連性があるのかなど、森林伐採された業者が道路を通されると、山の上に。その関連で、施設の上側のほうから今度の台風により土砂災害、こういうのが大変発生しております。木脇地区だけでも3か所の農業用ため池が黄色く黄土化しております。

今後、水が澄み切ってくれるのはできると思いますけども、その対策として、今現在、栓を抜いて水を抜いたりとか、いろんな形で土地改良区がしておりますが、その災害状況を把握しているのかお伺いをいたします。教えてください。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。長嶺農地整備課長。

○農地整備課長（長嶺 善行君） ため池につきましては町内26か所ございまして、特に木脇地区が非常に多い地区です。

宮田議員が先ほどおっしゃいましたが鎌ヶ迫ため池については、現地を見させていただいております。余水吐きのところに木が落ちてきて、黄色い水が流れ出ているということで、あれをどのくらいそこに土砂が入ったかというのは、ちょっと現時点で判断はできないような状態になっておりますけれども、あと土地改良区の理事長さんと話しました時には、一度水を抜いてしまつて状況を確認するのがいいんじゃないかという話を、今しておるところでございます。

そのほかのため池については、特に壊れているというのは余り聞いていないんですけども、理事長の家の奥のところとかもちょっとやられたとかという話、それから、火焼のため池、ここもちょっとやられているという話は聞いておりますけれども、今聞いておりますのはそのような状況です。

以上です。

○議長（水元 正満君） 宮田議員。

○議員（6番 宮田 孝夫君） 現在、木脇地区のほうに2業者の森林を伐採される業者が入っているということで伺っております。そのような中において、今度の災害前に切られた部分から誤伐等の問題も発生しているということをお伺いしました。

その中で道路を通された部分の土砂が多く、崩れてきた部分、これについてはどういうふうな対処があるのか、水路等にも大分木が倒れてきておりますが、地元の土地改良区とする部分、も

しくはまた地権者、その山の持ち主がされる部分、そういうのを含めて、今度の災害による業者への指導というんですかね。

今現在が、もう2業者とも撤退されて、こちらのほうにいらっしゃいません。機械もなくなっております。何かこう山を荒らすだけ荒らして、今度の災害に遭ったので、その災害が人災ではないというふうな言い方をされて、引き上げられたということをちょっと伺っております。

今後の対策として、町のほうがどういうふうな指導をされるのか、その業者等に対してですね。地域の中の人では裁判も辞さずというふうなことを言われている人もおります。今後、その裁判とかなったときに人災、天災、その取り扱いというのを、その仲介に入るのが、その町当局ではできないのかどうか、ちょっとそこのところをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（水元 正満君） 中山農林振興課長。

○農林振興課長（中山 秀雄君） 今おっしゃいました木脇の誤伐等の関係でございますが、これは新聞とかテレビとかでも報道されております。

まず、場所によっては、今回台風で木が倒れて用水路をふさいでいるという現場がございます。そこにつきましては業者が木の除去を行うということで話がついております。

それから、今撤退したという言われ方をされましたが、手前の桑鶴側のほうにつきましては、今、警察が入っている状況でございますので、伐採を中断させて機械も一回持ち帰りをさせているという状態です。

もうこれで終わったという話ではなくて、まだ切っていない部分がございますので、解決した後は、またそれらのほうに機械を戻して伐採を行う計画です。また、裁判になった場合には、民事になりますのでそこにはなかなか町のほうでどうだっということとは言えないということになります。

作業路で水の影響がある分につきましては、その修復を業者に指導しているところであります。

以上です。

○議長（水元 正満君） 宮田議員。

○議員（6番 宮田 孝夫君） ぜひそういうのを業者のほうに徹底してもらわないと、業者のほうで自然災害ということで、逃げてもらっては困るという地域のほうもあります。実際、自然災害なのか人災なのか、ちょっとその部分についてははっきりしませんけども、農業用関連施設、農道とかそういう道路関係については作業ができると思いますが、農地を今度はどういうふうに戻していきか、そういう関連もありますので、ひとつ町のほうの指導を徹底してもらって、行っていただきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（水元 正満君） よろしいですか。

○議員（6番 宮田 孝夫君） はい。

○議長（水元 正満君） ほかに質疑はありませんか。飯干議員。

○議員（7番 飯干 富生君） ちょっと水道のことで伺いたいと思います。

予算書15ページで、464万円の補正という中で、修繕費が町で400万円というふうな計上がありますが、具体的にどういった内容の修繕なのかということと、今回、断水が長引いたところとか、停電の影響が出たとか、いろいろありますが、結局、停電の影響による配水ができないという状況と2つあると思います。その辺が今後の課題だと思うので、そのあたりをわかる範囲で結構ですので、御説明をいただきたいと思います。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。大南上下水道課長。

○上下水道課長（大南 一男君） 今回の補正についてお答えいたします。

作業賃金につきましては、断水地区が11地区の376戸ありましたので、給水活動に対する賃金でございます。修繕費につきましては電柱が台風によって倒れたことによって地下の配水管を破損しましたので、その補修による修繕費等でございます。

使用料及び賃借料につきましては、給水活動のときに給水タンクを持って給水場所に行ってもらいますが、2tダンプを使いますので、その借り上げ料と、停電によって停止した加圧ポンプを動かすために、発電機を借り上げたり移送した賃借料でございます。

以上、合わせて464万円となっております。

今回の台風による断水の大きな要因は、停電により加圧ポンプが停止したことによるものですが、重要な配水池等には、非常用発電機がありますので、それによって電気が来なくても配水しております。

しかし、配水人口の少ないところは、発電機を設けておりませんので、断水になりました。

今回の停電により断水した8地区は、1地区20戸から30戸くらいでございます。全てに非常用発電機をつけると、停電しても水を送れますが、経済的な理由で、停電のときには断水するところもございます。

今回の停電は通常よりも長く続きましたが、30日から2日までの3日間で全ての停電が復旧され、それによって全て断水も解消しております。

以上でございます。

○議長（水元 正満君） 飯干議員。

○議員（7番 飯干 富生君） はい、ありがとうございました。

今回の台風で、私たちの教訓としてはちょっと油断があったのではないかとというのがあって、その風に対する。近年にない短時間だったからまだよかったものの、小一時間ですかね。あれがあと1時間続くと大変なことになったと私は実際町を回って思いました。

雨と風が同時にまいましたので、屋根が飛んで雨が入るということで、かなりのところで雨

漏りとかも多かったところですし、倒木につきましても、民有地と民有地の間で町道にまたがって倒木して屋根瓦を痛めているとかいうことで、私たちも直接依頼を受けて状況を見に行ったところ。人力でしかできないということで、樹齢50年の杉の木とやっぱりそれぐらいのクヌギの木ですけど、クヌギが非常に重くてたいへんな思いをして撤去させていただきましたけども、やっぱりそういったときには、これからの指導としては道路沿いの高木は生えさせないと。それからまた屋敷の周りには木が高くなならないような剪定をするように進めないと、また起こると思うんですね。

今回、例えば民有地の間で5本立っていて1本だけ倒れているんですけど、あと4本も同じ状況なんですね。だからあと1時間吹くと5本全部倒れると、そうするともう倒れかかった家は破壊されるでしょうね。裁判をしても、けりはつかんですよね、そういうことになったら。

だから逆に言えば、電線で倒木が道路を塞ぐのを免れているような、本当にえらい状況が北俣のほうの道路が何か所もありました。また、その仲町から下りる道路でも同じですけども。したがって、やはりこれは国としてどうなるかですけど、やっぱり電線とかあれぐらいのそばに高木がある場合は、もうそれは撤去を前提とするような、そういう法正化まで進まない、今後ますます、今ちょっと26号はよそに行っていますけど、あれが今度来たなら、もう大変なことになると思うんですね。

今もう本当に根っこが浮いている杉の木は山ほどあると思うんですね、揺さぶられて。これが非常に気になるところです。したがって、私たちもそういったことでは、いわゆる民有地対民有地の間の木、屋敷の周りの木というものを管理の仕方をやはり文書とか、きちんと通知して、庭木は背が伸びないような庭木にしてください。防風林はやめて塀にしてくださいとかですね。いわゆる他者に迷惑がかからないような、そういう対策を町を挙げてやらないと、同じことが必ず起きてくると思うんですね。そのために、今言われたように2,000万円もかけて倒木を町費でやるとか、本当にこれは、実際言えば要らないお金なんですからね、管理さえされておれば。そういうところを強く思いました。

そういうところで、まだまだこれから12月に長雨が必ず降る状況にあります。今、先ほど建設課長がおっしゃいましたけど、元の土地に戻している雑木とかが枯れて、それが流出する危険性が非常に大きいと私は思うんですね。倒れたままで放置すると枯れますから、枯れれば根っこは全然上がってしまって、土砂が流れ出すという二次災害は十分可能性があると思うんですね。

だから、速やかにそういった点でも山の持ち主の方たちも大変だとは思いますが、それは今まで管理が行き届いてないからそういうことだったと思うんですね。だからやっぱりこの管理するという意識が少し薄いと思うんですね。

先ほどの誤伐等のこともありましたけど、やはり山のことが余り入ってないのでそういうこと

になってしまっているということはよくわかりますから、そういった点では、十分これから私たちと一緒に考えていただいて、この二次災害を防止する。それから今言ったような民対民の間で争いが起こらないようにするためには、屋敷の周りの高木は速やかに撤去をという方針を、やっぱり町として広報をすべきだというふうに思いますが、この件はいかがでしょうか。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（中山 秀雄君） 個人の山という関係になりますと、なかなか計画的に町で撤去というのはちょっと難しいところがあるかとは思いますが、今後、伺いました御意見をもとに、内部でも何か方法がないかを検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（水元 正満君） 飯干議員。

○議員（7番 飯干 富生君） 実は、私が強く思ったのは、屋敷林ですよね、いわゆる山じゃないんですよ。住宅の中の大きな杉の木ですよね。50年たっているものの価値ですよ、幾ら以上であるものなのかという時価がわからないわけですよね。植えている人は、ただ勝手にもう放置しておいたら大きくなるだけだから。これが時価が幾らって、5本あるから幾らだから、撤去費は幾らというぐらいのことを森林組合でも相談していただいて、それでチャラなら切ってもらおうというふうにしないと解決しないと思うんですね。

だからぜひそう方向でも、実際、それは財産ですからね、50年といった大きな杉の木ですから。法華嶽キャンプ場でも切られましたよね、50年の杉。あれも切って少し利益が出ましたとおっしゃっていましたが、そういったことで、チャラになるか少し手出しをするようならば切ってくださいよという、そういう価値も添えて、これは進めていただきたいと思いますので、ぜひ御検討ください。これは答弁要りません。私の要望でございます。

以上です。

○議長（水元 正満君） ほかに質疑はございませんか。河野議員。

○議員（9番 河野 憲次君） そうですね、今度の台風、私の記憶によりますと、平成5年の台風が本当に激しい台風で、私の脳裏にもはっきり残っております。そして、また今度の台風も本当に平成5年以来の大台風であったかと、こんなふうに感じておりますが、今度の台風で相当な災害ごみが出ました。その災害ごみが町当局が速やかにこの日にちを組んでいただきまして、我々が心配していたごみの問題、これを素早く取り入れていただきまして、本当にこの場で感謝を申し上げたいと思えます。

そしてまた、災害ごみの量なんですけれどもこれは大体何t、何十tぐらいあったですか。わかれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（水元 正満君） 答弁を求めます。渡辺町民生活課長。

○町民生活課長（渡辺 勝広君） 災害ごみにつきましては、災害発生時の翌日10月1日から10月22日までの22日間受け入れをしました。三名の処分場に仮置きをして今後、エコクリーンプラザで処分するという形をとっておりますが、災害時に処分場も停電をした関係で、計量できないという日が数日続きましたので、トラック等の台数で想定量を計算しております。その数で回答したいと思いますのですが、軽トラック、2tダンプ等台数で752台分です。その想定量でいきますと410tで今のところ考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（水元 正満君） よろしいですか。

○議員（9番 河野 憲次君） はい。

○議長（水元 正満君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） ほかに質疑はないようであります。これにて質疑を終結いたします。これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 討論なしと認めます。

これからそれぞれの採決を行います。

まず、承認第3号「専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について」の採決を行います。

本案はこれに承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、承認第3号「専決処分〔平成30年度国富町一般会計補正予算（第4号）〕について」は、これを承認することに決定をいたしました。

次に、承認第4号「専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）〕について」の採決を行います。

本案は、これに承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（水元 正満君） 挙手全員と認めます。したがって、承認第4号「専決処分〔平成30年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）〕について」は、これを承認することに決定をいたしました。

## 日程第5. 選挙第1号

○議長（水元 正満君） 日程第5、選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙」を行います。

まず、選挙管理委員会の委員の選挙についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。選挙管理委員会の委員に、児玉恭行君、岩崎優君、吉村成子君、稲澤洋子君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、児玉恭行君、岩崎優君、吉村成子君、稲澤洋子君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充委員の選挙についてお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。従って、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、指名をいたします。

選挙管理委員会の補充員に、春元三郎君、本田久之輔君、川越加知子君、大和田孝志君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名をしました、春元三郎君、本田久之輔君、川越加知子君、大和田孝志君が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りします。

補充の順序につきましては、ただいま指名した順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水元 正満君） 異議なしと認めます。従いまして、補充員の補充の順番は、1番、春元三郎君、2番、本田久之輔君、3番、川越加知子君、4番、大和田孝志君の順に決定をいたしました。

---

○議長（水元 正満君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。よって、平成30年国富町議会第2回臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでございました。

午前10時15分閉会

---



会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年10月30日

議 長 水元 正満

署名議員 山内 千秋

署名議員 河野 憲次

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議 長

署名議員

署名議員